

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 永和会
代表者氏名	理事長 菊地 崇
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	270-2265 千葉県松戸市常盤平陣屋前17番地12号 (代表電話 047-389-8511)
法人設立年月日	平成11年8月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	新八柱整形外科内科
介護保険指定 事業所番号	1212416824
事業所所在地	270-2265 千葉県松戸市常盤平陣屋前17-12
連絡先	電話・FAX 047-387-0222
管理者の氏名	菊地 崇
事業所の通常の 事業実施地域	松戸市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある者（以下、「要介護者等」）の意思及び人格を尊重し、要介護者等の立場に立った適切な訪問リハビリテーションを行う事。
運営の方針	事業所の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや支援を行うことにより、要介護者等の心身機能の維持・向上を図る。 また、必要に応じて家族への助言や動作指導等を行うなど、家族へのケアも行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～水・金・土曜日 ※但し、国民の休日と法人の指定した夏期、年末年始休診日を除く
営業時間	8:30～18:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～水・金・土曜日 ※但し、国民の休日と法人の指定した夏期、年末年始休診日を除く
サービス提供時間	9:00～17:00

(5) 事業所の職員体制

管理者	新沼 慎平
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
理学療法士・作業療法士	1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、指定訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	理学療法士 1名以上 作業療法士 1名以上

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
(介護予防)訪問リハビリテーション	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上をめざします。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

内容	金額			備考
	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問リハビリテーション費 308単位/回（20分）	325円	650円	975円	1回（20分）につき週6回が限度。 例）40分実施の場合は2回分の料金。
介護予防訪問リハビリテーション費 298単位/回（20分）	315円	629円	943円	1回（20分）につき週6回が限度。 例）40分実施の場合は2回分の料金。
※訪問リハビリ事業所の医師がリハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合 -50単位/回にて計算				
退院時共同指導加算 600単位/退院1回	633円	1266円	1899円	入院中の者が退院するにあたり 訪問リハビリテーション事業所の医師又は 理学療法士・作業療法士が退院前カンファレンス に参加し退院時共同指導を行なった場合。
認知症短期集中リハビリテーション加算 240単位/日（週2回まで）	254円	507円	760円	認知症と医師が判断した者でリハビリにより 生活機能改善が見込まれると判断された者に対し 退院（所）日又は訪問開始日から3ヶ月以内に リハビリを集中的に行なった場合。
短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日	211円	422円	633円	退院（所）日又は認定日から起算して 3ヶ月以内にリハビリを実施した場合。 週に2回以上の場合のみ。
訪問リハビリマネジメント加算イ 180単位/月	190円	380円	570円	リハビリテーション会議を実施し 訪問リハビリテーション計画について 理学療法士・作業療法士が説明した場合
訪問リハビリマネジメント加算イ （追加加算ありの場合） 450単位/月	475円	950円	1425円	上記の条件に加え 医師が説明し、利用者又は家族に 同意を得た場合に追加加算。
訪問リハビリマネジメント加算ロ 213単位/月	225円	450円	675円	「イ」の要件を満たし 訪問リハビリテーション計画の内容を 厚生労働省に提出している場合。
訪問リハビリマネジメント加算ロ （追加加算ありの場合） 483単位/月	510円	1019円	1529円	上記の条件に加え 医師が説明し、利用者又は家族に 同意を得た場合に追加加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 6単位/回	7円	13円	19円	訪問リハビリテーションを提供する 理学療法士、作業療法士のうち 勤続年数7年以上の者がいること。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3単位/回	4円	7円	10円	訪問リハビリテーションを提供する 理学療法士、作業療法士のうち 勤続年数3年以上の者がいること。

※請求金額は月単位になりますので、多少の誤差が生じますことをご了承下さい。

※上記の他に、加算・減算の生じる場合は都度説明させていただきます。

4 その他の費用について

① 交通費	指定エリア内につきましては交通費はいただいております。 ただし、自動車での訪問時に駐車料金が発生した場合は 全額利用者のご負担となりますことをご了承下さい。
-------	--

② キャンセル料	サービス提供開始時間までにご連絡いただいたものにつきましてはキャンセル料をいただいております。 利用者の体調不良・入院等の場合はお早めにご連絡をお願い致します。 ※提供開始時間までにキャンセルのご連絡がなかった場合は当日の利用料金を全額ご負担いただきます。
----------	---

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ・利用者指定口座からの自動振替（次月の26日に自動引き落とし） ・現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 （氏名）新沼 慎平 イ 連絡先電話番号 （電話番号）047-387-0222 同ファックス番号 （ファックス番号）同上
---	--

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- （1）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) 自動車での訪問の際は、利用者宅にて駐車スペースの手配をお願いしております。道路交通法で禁止されている条件での路上駐車は致しかねます。近隣のコインパーキングを利用した場合の利用料は利用者負担となります。

8 サービスの終了に関して

- (1) 利用者は事業者に対して 14 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- (2) 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して 1 ヶ月前の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- (4) 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合
 - ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従事者に対して本契約を継続し難い程の背信行為（セクハラ、暴力等）を行なった場合
- (5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者の都合により、3 週間以上の中止期間があった場合
 - ② 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ③ 利用者の要介護状態区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ④ 利用者が亡くなられた場合

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：主任 新沼 慎平（理学療法士）
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

10 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者又はその家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調

	査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	--

1 2 緊急時（急変・事故）の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他担当者が必要と判断した場合は、主治医への連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

また、事故が発生した際は市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(連絡先等は別紙①に記載)

1 3 身分証携行義務

訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 4 サービス提供の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 5 衛生管理等

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 6 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 7 サービス提供に関する相談、苦情について

事業者は利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の相談、苦情に対し、敏速かつ適切に対応します。

利用者は事業所以外以外に、市町村の相談窓口で相談、苦情を伝えることができます。

相談・苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 担当者：新沼 慎平	電話番号 047-387-0222 受付時間 月～水・金 8:30～18:00 土 8:30～17:00
【市町村（保険者）の窓口】 松戸市 介護保険課	電話番号 047-366-7067